

| 回(年度)         | 問 題  |
|---------------|--|
| 第73回<br>(5年度) | <p><b>【第一問】 - 65点 -</b></p> <p><b>問1 (35点)</b></p> <p>次の(1)～(3)について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(1) 共同的な事業者の第二次納税義務の要件及び責任の限度</p> <p>(2) 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てと国税の徴収との関係（ただし、国税不服審判所長及び行政不服審査法第11条第2項に規定される審理員の権限に属する事項については説明する必要はない。）</p> <p>(3) 国税通則法第46条の納税の猶予を税務署長等が取り消すことができる場合及びその手続</p> <p><b>問2 (15点)</b></p> <p>国税徴収法においては、滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例に関する規定が設けられているが、その特例の内容について説明するとともに、その特例が設けられている趣旨（理由）について、滞納処分の違法性の承継に触れつつ説明しなさい。</p> <p><b>問3 (15点)</b></p> <p>次の〔設例〕において、①～③の事由が、国税の徴収権の消滅時効にどのように影響を及ぼすか（具体的日付を用いて説明する必要はない。）を述べた上で、消滅時効の完成により、甲の滞納国税について徴収権を行使することができなくなる日を答えなさい。なお、附帯税について考慮する必要はない。</p> <p>〔設例〕</p> <p>滞納者甲は、令和5年3月10日、令和4年分の申告所得税の確定申告を行い、納付すべき税額（300万円）が確定したが、法定納期限である令和5年3月15日までに納付しなかった。（なお、他に滞納となっている国税はない。）</p> <p>① そのため、甲の滞納国税の納税地を所轄する乙税務署長は、同年4月26日、甲の令和4年分申告所得税に係る督促状を発送し、督促状は同月28日に甲に送達された。</p> <p>② 督促状の送付を受けた甲は、同年5月15日に乙税務署を訪れ、令和4年分申告所得税を一時に納付することが困難であるとして、同国税につき国税徴収法151条の2の規定による換価の猶予の申請を行った。</p> <p>乙税務署長は、甲の申請を許可することとし、同月22日、甲の令和4年分申告所得税全額について、猶予期間を同月15日から同年10月31日までとし、各月末日に50万円ずつ分割して納付することを内容とする換価の猶予許可通知書を発送し、同通知書は同月24日に甲に送達された。</p> |

- ③ 同年6月28日、甲の財産について強制執行が開始されたことから、同年7月5日、乙税務署長は、甲の滞納国税について丙地方裁判所に交付要求を行うこととし、同日、丙地方裁判所宛に交付要求書を発送するとともに、甲宛に交付要求通知書を発送した。

交付要求書は同月6日に丙地方裁判所に送達されたものの、同月10日、甲宛の交付要求通知書が郵便局から返戻されたため、同月12日、乙税務署徴収職員は甲の自宅に赴き、甲に交付要求通知書を交付した。

同年8月31日、乙税務署長は、上記の交付要求に基づく配当として金銭100万円の交付を受け、同日、甲の滞納国税に充当したが、甲からは、その後も残額の200万円が納付されることはなく換価の猶予期間を経過した。

**【第二問】** - 35点 -

次の〔設例〕において、以下の問1及び問2に答えなさい。

〔設例〕

- 1 印刷工場を経営する滞納会社甲社は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間を事業年度（消費税及び地方消費税の課税期間）とする消費税及び地方消費税確定分200万円（法定納期限等：令和5年2月28日）を滞納している。
- 2 令和5年6月1日、甲社は、その代表者の知人である乙との間で、乙から事業資金として500万円を借り入れるに当たり、甲社が所有する印刷用の機械設備（評価額500万円）を担保の目的で乙に譲渡する旨の契約を締結し、同月5日、動産譲渡登記を経由した。
- 3 令和5年9月4日、X税務署長は、甲社の滞納国税200万円を徴収するため、譲渡担保権者である乙に対して国税徴収法第24条第2項に基づく告知を行うとともに、乙の納税地を管轄するY税務署長及び甲社に対し、その旨を通知した。
- 4 上記3の告知を受けた乙は、上記2の貸付金について、甲社からの返済が滞っていたことから、令和5年9月7日、甲社に対して譲渡担保権を実行する旨の通知を行い、返済されていない貸付金額450万円と機械設備の時価500万円との差額50万円を現金で甲社に交付するとともに、その機械設備を乙の事務所に持ち帰った。  
これにより、乙は譲渡担保財産である機械設備の所有権を確定的に取得するとともに、甲社と乙との間に債権債務関係はなくなった。
- 5 乙は、令和4年分の消費税及び地方消費税400万円（法定納期限等：令和5年3月31日）を滞納していた。
- 6 令和5年9月11日、Y税務署徴収職員は、乙の財産調査のために乙の事務所を訪れたところ、上記4の事実を把握したため、乙が取得した機械設備を差し押さえた。
- 7 令和5年9月18日、X税務署長は、甲社の滞納国税を徴収するため、Y税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。

8 令和5年9月20日、Z県税事務所長は、乙の滞納地方税200万円（法定納期限等：令和4年8月31日）を徴収するため、Y税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。

9 甲社及び乙は、他に差し押さえるべき財産を有していない。

問1（20点）

第73回  
(5年度)

国税徴収法第24条に基づく譲渡担保権者の物的納税責任を追及するための一般的な要件を述べた上で、X税務署長が行った参加差押えの有効性について、理由を付して答えなさい。

問2（15点）

機械設備が滞納処分により換価された場合に、X税務署長、Y税務署長及びZ県税事務所長が、それぞれ受けることができる配当金額について、理由を付して答えなさい。なお、換価代金は500万円とし、滞納処分費、附帯税及び遅延利息等について考慮する必要はない。